- 01. 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画制度
- 02. 総合特別区域法に基づく総合特別区域制度
- 03. 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域制度
- 04. 地域再生法に基づく地域再生制度
- 05. 中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認 定制度
- 06. 緊急消防援助隊の充実強化
- 07. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- 08. 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)に基づく農商工等連携事業計画の認定
- 09. 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(地域資源法)に基づく地域産業資源活用事業計画の認定
- 10. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(新事業活動促進法)に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定
- 11. 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定制度
- 12. 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化支援事業計画の認 定制度

+	ᄳᆂᆍᄔᄡᄜᄲᄙᅺᇆᄫᄼᄼᄳᆂᆍᄔᅁᄼᅓᄱᄘᅙᄳᅉ	区分(新規・継続・変更)
施策名	都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画制度	新規
根拠条項	都市再生特別措置法第19条の13	
概要	大規模災害が発生した場合の主要駅周辺等の地域における滞在者等の安全確保を図るため、 都市再生緊急整備地域において、官民から構成される都市再生緊急整備協会(以下「協議 会」という。)が、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備・管理や退避経路への誘導、災 害情報・運転再開見込等の交通情報の提供、備蓄倉庫の提供、避難訓練等について定めた都 市再生安全確保計画を作成することができ、都市再生安全確保計画に記載された事業等につ いては、予算、規制緩和等の支援を受けることができる。	
対象者	地方公共団体等	
支援要件	都市再生安全確保計画の記載事項は以下のとおり。 〇滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針 〇都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体 〇都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項 〇その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主任 〇常在者等の安全の確保を図るために必要な事項	その実施主体に関する事項
支援内容	都市再生安全確保計画の作成・公表された場合の支援措置は以下・計画に基づく建築確認、耐震改修計画の認定等の手続きを一本・計画に記載された備蓄倉庫の部分を容積率不算入・都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化・計画に記載された事業実施への予算支援	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	〇都市再生安全確保計画制度の改正は平成24年4月6日公布、3月 施行	以内の政令で定める日から
備考	_	
連絡先	内閣官房 TEL: 03-5510-2171 地域活性化統合事務局 FAX: 03-3591-1972 URL: <u>http://www.kantei.go.j</u>	p/jp/singi/tiiki/

	(n. h. d. = n = n. h. d. h. h. d. h.		区分(新規・継続・変更)
施策名	総合特別区域法に基づく総合	合特別区域制度	 継続
根拠条項		総合特別区域法	
概 要	総合特別区域制度は、地域がめざす政策ものについて総合特別区域(総合特区) 考え方について、国際戦略総合特区にあっては地域活性化方針としてそれぞれついて、国と地方の協議会を通じ、関係 ジェクトとして進める。具体化した規制は地域活性化総合特別区域計画として、するもの。	として指定する。その上 あっては国際競争力強化方 れ定めた上で、必要となる。 系省庁からの代替案の提示 別の特例措置等について、	で、当該区域における取組の 針、地域活性化総合特区に 規制の特例措置等の在り方に も含め、国と地域の協働プロ 国際戦略総合特別区域計画又
対 象 者	地方公共団体、民間	企業、NPO等による官民共	司の協議会
支援要件	地域の取組主体による「地域協議会」に 新たな規制の特例措置等に関する提案を 総合特別区域として指定された場合、E 措置、税制・財政・金融上の支援措置が	と行う。 園と地方の協議会における⁵	
支援内容	規制の特例措置については、指定申請はて、関係省庁と地域の主体を構成員としその結果、協議の調ったものについては規制の特例措置等について、国際戦略終て、具体事項を定めた計画を認定し、名	して設置される国と地方の は、新たな規制の特例措置 総合特別区域計画又は地域	協議会において協議を行う。 として整備され、具体化した 舌性化総合特別区域計画とし
支援手続 スケジュール (予定でも可)	①地方公共団体、実施主体等により構成特別区域指定を申請。 ②総合特別区域推進本部(本部長:内閣 ③国と地方の協議会で、新たな規制・制議。 ④地方公共団体が総合特別区域計画を作	閉総理大臣)の意見を聴い 別度の特例措置や税制・財i	て、内閣総理大臣が指定。 政・金融上の支援措置等を協
備考		_	
連絡先	地域活性化推進室 FA)	: 03-5510-2462 (: 03-3591-1973 : http://www.kantei.go.j	p/jp/singi/tiiki/

施 策 名 (新たな規制の特例措置の提案及び構造改革特別区域計画の認定) 機続 根拠条項 構造改革特別区域法第3条第3項及び第4条第1項 (新たな規制の特例措置の提案を民間事業者や地方公共団体、個人など、広く国民から募集し、関係省庁と調整を行った上で、規制の特例措置の実現を目指す。 (本) 構造改革特別区域計画の認定地方公共団体が作成した構造改革特別区域計画に対し、国が認定を行うことにより、当該地域の特性に応じた規制の特例措置を活用することができ、地域の活性化が図られる。
新たな規制の特例措置の提案 新たな規制の特例措置の提案を民間事業者や地方公共団体、個人など、広く国民から募集 し、関係省庁と調整を行った上で、規制の特例措置の実現を目指す。 横 要 構造改革特別区域計画の認定 地方公共団体が作成した構造改革特別区域計画に対し、国が認定を行うことにより、当該
新たな規制の特例措置の提案を民間事業者や地方公共団体、個人など、広く国民から募集し、関係省庁と調整を行った上で、規制の特例措置の実現を目指す。 概 要 の 構造改革特別区域計画の認定 地方公共団体が作成した構造改革特別区域計画に対し、国が認定を行うことにより、当該
○ 新たな規制の特例措置の提案・・・地方公共団体、民間事業者、個人 等 対象者 ○ 構造改革特別区域計画の認定・・・地方公共団体
構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。
構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本方針の別表1に記載されてる特例措置のとおり。 <特例措置の例> 〇 特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米等又は果実を原料とした濁酒(「どぶろく」) 又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 〇 特産酒類の製造事業【特定事業番号709】 地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。 等
支援手続 スケジュール (予定でも可) O 6月・10月頃 規制の特例措置の提案募集 〇 10月・翌2月頃 規制の特例措置の追加について政府の対応方針決定 〇 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体より、構造改革特別区域計画の認定申請 〇 7月・11月・翌3月頃 内閣府が、構造改革特別区域計画を認定
備 考
内閣府 TEL: 03-5510-2467 地域活性化推進室 FAX: 03-3591-1973 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/

施策名	地域再生法に基づく地域再生制度(地域再生法に基づく補助対	区分(新規・継続・変更)
	象財産の転用承認手続きの特例)	継続
根拠条項	地域再生法第18条(※) ※「地域再生法の一部を改正す	る法律案」を本国会に提出中
概要	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経 の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとと る。	
対象者	〇地域再生計画の認定: 地方公共団体、複数の地方公共団体の合同、 係る事業を実施しようとする実施主体(地方公共団体を除く)の共同(※「地域再生法の一部を改正	
支援要件	地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項は以 〇補助対象施設の現状 〇転用の必要性 〇転用の相手方 〇転用の形態(譲渡・貸与の別、有償・無償の別) 〇転用後の施設の目的	下のとおり。
支援内容	○補助対象施設の有効活用 補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会 要の著しく減少している補助対 象財産の転用を弾力的に認める 化(地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化 長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認める。用途や譲 いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする)	とともに、手続きを簡素合理 法第22条に規定する各省庁の
支援手続 スケジュール (予定でも可)	〇5月・9月・翌1月頃 地方公共団体が、内閣府に対して地域 〇7月・11月・翌3月頃 内閣府が、地域再生計画を認定	再生計画の認定申請
備考	_	
連絡先	内閣府 TEL: 03-5510-2475 地域活性化推進室 FAX: 03-3591-1974 URL: http://www.kantei.go.	.jp/jp/singi/tiiki/

施策名	四分(新規・継続・変更) 中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定制度 総続	
根拠条項	中心市街地活性化法第9条第1項	
概要	地域経済の中核を担う中心市街地において、都市機能の増進及び経済活力の増進を総合的か つ一体的に推進するため、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対し、国が認定を 行うことにより、地域の主体的な取組を集中的に支援。	
対象者	地方公共団体(市町村)	
支援要件	中心市街地活性化基本計画の記載事項は以下のとおり。 ○ 中心市街地活性化に関する基本的な方針 ○ 中心市街地の位置及び区域 ○ 中心市街地の活性化の目標(定量的な数値目標) ○ 計画期間(概ね5年以内) ○ 中心市街地活性化のための事業 ○ フォローアップの実施時期 ○ 地域の推進体制 等	
支援内容	中心市街地活性化基本計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 〇「社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)」の交付率(40%→45%)及び提案事業枠(1割→2割)の拡大 〇「社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)」による都市機能のまちなか立地、空きビル再生等の支援 〇「中心市街地共同住宅供給事業」による優良な共同住宅の供給の支援 〇「街なか居住再生ファンド」による街なか居住再生に資する住宅等の整備事業等の支援 〇「戦略的中心市街地活性化商業等活性化支援事業」による商業施設の整備、活性化につながるソフト事業等の支援 〇「大規模小売店舗立地法」の特例による中心市街地への大規模小売店舗の立地を促進	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	 ○ 随 時 地方公共団体(市町村)と内閣府との事前相談の実施 ○ 随 時 地方公共団体(市町村)より、中心市街地活性化基本計画の認定申請 ○ 随 時 内閣総理大臣により、中心市街地活性化基本計画の認定 ○ 4月以降 地方公共団体・民間事業者等の実施主体より、関係省庁に交付申請 ○ 4月以降 関係省庁より、地方公共団体・民間事業者等の実施主体に交付 	
備考	申請受付は随時実施。平成28年8月22日までに法律の見直し。	
連絡先	内閣府 TEL: 03-5510-2338 地域活性化推進室 FAX: 03-3591-8801 URL: http://www.kantei.go.ip/jp/singi/chukatu/index.html	

1/- 1/- 5		区分(新規・継続・変更)
施策名	緊急消防援助隊の充実強化	 継続
根拠条項	消防組織法第45条 消防組織法第49条第2項、緊急消防援助隊に関する政令第6条	
概 要	地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、出動する緊 保するために、必要な地方公共団体の設備の整備を促進する。	急消防援助隊の活動体制を確
対象者	緊急消防援助隊を構成する部隊を構成する市町村(特別区、市 及び広域連合含む。)及び救助消防ヘリコプター等については地	
支援要件	総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等計画」に基づき整備される施設であって、政令で定めるものに要 具体的な補助対象施設については、「緊急消防援助隊に関する政 号)」に規定している。	する経費を補助の対象とし、
支援内容	○補助対象設備・緊急消防援助隊に係る資機材及び車両等・緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線○補助率・総務大臣が定める基準額の1/2	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表 ② 総務省と都道府県において補助金の充当を協議。 ③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに 都道府県は市町村に配分を連絡。 ④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付 ⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適 交付決定を行う。 ⑥ 市町村は補助金の交付を受けて整備した設備について、緊急	補助金の配分を連絡。 申請書を提出。 切と認められた場合に
備考	大規模地震等に対応するため平成15年の消防組織法の改正に 化され、緊急消防援助隊に係る基本計画に基づいて整備される車 ものとされた。(消防組織法第49条)	
連絡先	総務省消防庁 TEL: 03-5253-7522、7527 消防・救急課財政係 FAX: 03-5253-7532、7537 広域応援室広域応援施設係 URL: http://www.fdma.go.jp.	<u>/</u>

	区分(新規・継続・変更)
施策名	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号) 継続
根拠条項	○ 公共建築物等木材利用促進法第10条(木材製造高度化計画の認定)○ 公共建築物等木材利用促進法第12条(林業・木材産業改善資金助成法の特例)○ 公共建築物等木材利用促進法第13条(森林法の特例)○ 公共建築物等木材利用促進法第14条(国有施設の使用)
概要	公共建築物等に適した木材を円滑に供給していくため、木材製造業者は施設整備等の木材製造高度 化計画を策定し、農林水産大臣の認定を受けることが可能。その高度化計画に従って行う取組に対し 林業・木材産業改善資金の償還期間を延長する等、設備投資に対する事業者負担を軽減。 また、公共建築物の整備の用に供する木材生産に関する試験研究を行う場合、国有試験研究施設の 使用において減額措置を行うことにより、事業者の経営上の負担を軽減し、木材に係る技術開発を促進。
対象者	木材製造業者等
支援要件	○ 木材製造高度化計画の認定申請の記載事項は以下のとおり。 1. 木材製造の高度化の目標 2. 木材製造の高度化の内容 3. 木材製造の高度化の内容 3. 木材製造の高度化の実施期間 4. 公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設の種類及び規模 5. 当該施設の位置、配置及び構造 6. 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 7. その他木材製造の高度化を実施するための重要事項 ○ 国有試験施設の使用申請の記載事項は以下のとおり。 1. 公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究の概要 2. 国有の試験研究施設を使用して試験研究を行うことが当該試験研究を促進するため特に必要である理由
支援内容	○ 木材製造高度化計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 1. 林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金について、償還期間を10年から12年に延長。 2. 施設整備において森林における開発行為を行う場合、高度化計画の認定をもって林地開発の許可があったものとみなし、事務手続の負担を軽減。 ○ 国有試験研究施設を使用する場合の減額措置は以下のとおり。 公共建築物の整備を目的とする木造施設の火災実験等、公共性の高い実験を行う場合に限定し、国有の試験研究施設(消防庁消防大学校試験研究施設)の使用を時価からその5割以内を減額した対価で使用可能。
支援手続 スケジュール (予定でも可)	○ 随 時 木材製造業者と都道府県との事前相談の実施○ 随 時 木材製造業者より、木材製造高度化計画の認定申請○ 随 時 農林水産大臣により、木材製造高度化計画の認定通知等○ 随 時 国有試験研究施設の減額使用認定の申請○ 随 時 農林水産大臣により、認定書を交付
備考	_
連絡先	農林水産省(林野庁) TEL:03-6744-2297 林政部 FAX:03-3502-0305 木材利用課 URL:http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html

施策名	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)に基づく農商工等連携事業計画 の認定	区分(新規・継続・変更) 継続
根拠条項	農商工等連携促進法第4条	
概要	中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用し、新 事業活動(新商品・新サービスの開発等)を行うことにより、需要の開拓を図る。	
対象者	中小企業者等	
支援要件	農商工等連携事業計画の記載事項は以下のとおり。 〇中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であ 〇それぞれの経営資源を有効に活用すること 〇新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行 〇中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が	うものであること
支援内容	農商工等連携事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとお ○試作品開発等に対する補助金(補助率:2/3、上限:3000万円/ ○政府系金融機関による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 ○食品流通構造改善促進機構の債務保証 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス	/計画)
支援手続 スケジュール (予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 1. 中小企業者等は経済産業局や中小企業基盤整備機構等中小企業支援機関に事前相談 2. 中小企業者と農林漁業者は共同で農商工等連携事業計画を策定し、経済産業局長等へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長等が計画を認定 4. 認定を受けた事業者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援を受けることが可能	
備考		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 TEL: 03-3501-1767 新事業促進課 FAX: 03-3501-7055 URL: <u>http://www.chusho.m</u>	eti.go.jp/

施 策 名	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(地域資源法)に基づく地域産業資源活用事業計画の認定	区分(新規・継続・変更) 継続
根拠条項	地域産業資源活用促進法第6条	
概要	中小企業が地域産業資源(鉱工業品、農林水産物、観光資源等)を活用し、新事業活動 (新商品・新サービスの開発等)を行うことにより、需要の開拓を図る。	
対象者	中小企業者等	
支援要件	地域産業資源活用事業計画の記載事項は以下のとおり。 〇都道府県が指定する地域資源を活用した事業であること 〇新規性のある事業であること 〇域外への新たな需要が相当程度(5年間で総売上高の5%以上)の開拓が見込まれること 等	
支援内容	地域産業資源活用事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 〇試作品開発等に対する補助金(補助率:2/3、上限:3000万円/計画) 〇政府系金融機関による低利融資 〇中小企業信用保険法の特例 〇投資育成株式会社法に係る特例 〇独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援 等	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 1. 中小企業は経済産業局や中小企業基盤整備機構等中小企業支援機関に事前相談 2. 中小企業は、地域産業資源活用事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長が計画を認定 4. 認定を受けた事業者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援を受けることが可能	
備考	_	
連絡先	経済産業省 中小企業庁 TEL: 03-3501-1767 新事業促進課 FAX: 03-3501-7055 URL: <u>http://www.chusho.m</u>	eti.go.jp/

施策名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(新事業活動促 区分(新規・継続・変更)		
加 朿 石	進法)に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定 継続		
根拠条項	新事業活動促進法第11条		
概要	異分野の中小企業が連携し、互いに経営資源(技術、販路等)を活用して、新事業活動(新商品・新サービスの開発等)を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る。		
対 象 者	中小企業者等		
支援要件	異分野連携新事業分野開拓計画の記載事項は以下のとおり。 〇異分野の中小企業者が2者以上集まっていること 〇新規性のある商品・サービスの開発等を行うこと 〇相当程度の需要を開拓すること 〇新連携事業において一定の利益をあげること 等		
支援内容	異分野連携新事業分野開拓計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 ○試作品開発等に対する補助金(補助率:2/3、上限:3000万円/計画) ○政府系金融機関による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○特許料減免措置 ○投資育成株式会社法に係る特例 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援 等		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 1. 中小企業は経済産業局や中小企業基盤整備機構等中小企業支援機関に事前相談 2. 中小企業は異分野連携新事業分野開拓計画を策定し、経済産業局長へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長が計画を認定 4. 認定を受けた事業者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援を受けることが可能		
備考	_		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 TEL: 03-3501-1767 新事業促進課 FAX: 03-3501-7055 URL: http://www.chusho.meti.go.jp/		

施 策 名	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定制度・	区分(新規・継続・変更) 	
			継続
根拠条項	地域商店街活性化法第4条第1項		
概 要	商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣が事業計画を認定。当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図る。		
対 象 者	商店街振興組合等(商店街振興組合	、商店街振興組合連合会、事	業協同組合等)
支援要件	商店街活性化事業計画の記載事項は 〇商店街活性化事業の目標 〇商店街活性化事業の内容及び実施 ・事業実施期間(概ね3年間~5年 ・商店街活性化事業の実施地域 ・地域住民のニーズ ・実施計画の内容及びその効果(〇商店街活性化事業を行うのに必要	期間 間) 定量的な数値目標)	等
支援内容	商店街活性化事業計画が認定された 〇中小商業活力向上補助事業におけ 〇小規模企業者が認定計画の下で事 合・限度額の引き上げ(最大貸付割 〇信用保証の特例普通保険、無担保 〇認定を受けた事業に供される土地 した所得控除 〇事業費の8割を限度に都道府県・同 〇(株)日本政策金融公庫による低 の貸付け	る補助率の引き上げ(最大1/ 業を行う場合に必要となる設合の1/2・限度額4,000万円→ 保険、特別小口保険に同額の 等を譲渡した場合、その譲渡 市町村による高度化融資	2→2/3) 備資金の無利子貸付の割 2/3・限度額6,000万円) 保証限度額の別枠化 所得から1,500万円を上限と
支援手続 スケジュール (予定でも可)	〇必要に応じ、商店街振興組合等から経済産業局に事前相談。 〇商店街振興組合等が商店街活性化事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請。 〇経済産業局は、申請された商店街活性化事業計画について、都道府県・市町村の意見を聴取。 〇経済産業局において、外部有識者による評価委員会の評価の後、経済産業局長が商店街活性化事業計画を認定。		
備考	○申請受付は随時実施。○地域商店街活性化法の正式名称は 活動の促進に関する法律。	、商店街の活性化のための地	域住民の需要に応じた事業
	経済産業省 (中小企業庁)	TEL: 03-3501-1929	
声 级 4-	経営支援部 商業課	FAX: 03-3501-7809	
連絡先		URL : http://www.chusho.me	eti.go.jp/

	区分(新規・継続・変更)
施 策 名	は方で利成・経続・変更) 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化支援事業計画の認定制度
	和 <u>本</u> 的党
根拠条項	地域商店街活性化法第6条第1項
	商店街振興組合等に対して行う商店街活性化事業計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併
概要	せて行う商店街振興組合等の組合員又は所属員に対する研修、商店街活性化事業の実施についての指導・助言その他の商店街活性化事業の円滑な実施を支援。
	この指導・助言での他の商店街店住化事業の口消な美胞を又接。
	ᅨᄔᄝᆇᆝᅉᄼᆒᄔᄝᆇᆝᅠᆒᆎᄝᆇᆝᅠᇸᆎᄝᅶᆝᅠᆄᇊᆉᄽᆁᅸᄘᄱᄽᅷᅉᅆᄼᅑᅆᅑᇉᆔᇊᆉᄀ
対 象 者	一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する 特定非営利活動法人のうち、中小企業要件等の条件を満たすもの)
	商店街活性化支援事業計画の記載事項は以下のとおり。
	○商店街活性化支援事業の目標○商店街活性化支援事業の内容及び実施期間
支援要件	・事業実施期間(概ね3年間~5年間) ・商店街活性化支援事業の実施地域
	・実施計画の内容及びその効果(定量的な数値目標) 〇商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 等
	○商店街店住化文族事業で11 700に必要な真霊の領及いての調達方法 寺
	商店街活性化支援事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 ○中小商業活力向上補助事業における補助率の引き上げ(最大1/2→2/3)
支援内容	〇信用保証の特例普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の保証限度額の別枠化 〇事業費の8割を限度に都道府県・市町村による高度化融資
	〇 (株) 日本政策金融公庫による低利子融資による地域内の中小小売商業者等への事業資金の 貸付け
	貝刊()
支援手続	〇必要に応じ、一般社団法人等から経済産業局に事前相談。
ス	〇一般社団法人等が、商店街活性化支援事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請。 〇経済産業局において、外部有識者による評価委員会の評価の後、経済産業局長が商店街活性
(アÆじも可)	化支援事業計画を認定。
/# →	○申請受付は随時実施。
備考	〇地域商店街活性化法の正式名称は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律。
連絡先	経済産業省 (中小企業庁) TEL: 03-3501-1929
	経営支援部 商業課 FAX: 03-3501-7809
	URL: http://www.chusho.meti.go.jp/